

第 2 次 見附市公立保育園民営化等実施計画

1. はじめに

この計画は、見附市公立保育園民営化等ガイドラインに基づいて公立保育園の民営化等を実施するものです。

見附市では、平成 23 年度から平成 25 年度までの第 1 次の民営化等実施計画により民営化を進めてきました。平成 26 年度以降の計画については、第 1 次の民営化を検証し、それまでの状況を踏まえたうえで策定を行うこととされています。

そこで、見附市公立保育園民営化等実施計画検討委員会を設置し、3 回の検討会を開催しました。この計画は、検討委員会において、第 1 次民営化の検証を行い、市内保育園の現状と今後の児童数推移などを基に公立保育園と地域保育園に関する今後のあり方の検討を行い、第 2 次見附市公立保育園民営化等実施計画としてとりまとめたものです。

2. 目的

近年、ゆるやかに出生数が減っている状況ではありますが、夫婦共働き世帯の増加及び女性の就業率の向上、保護者の就労形態の多様化などにより、低年齢児保育及び延長保育の児童数が増加するなど、保育ニーズも多様化しています。

そのような状況下で安心してこどもを産み育て、意欲をもって働ける社会環境の整備が求められており、子育て支援の役割を担う保育園においては、効果的な保育サービスの提供、多種・多様な保育ニーズの対応など、保育サービスの一層の充実が求められている。

また、財政面では、計画的な施設修繕、効率的な保育運営が求められており、市内における公立保育園の適正な配置（統廃合）や積極的な民間活力の導入等を進め、民間保育園の持つ柔軟性や効率性を活かし、すべての園がそれぞれの特性を十分に発揮して保育を行うことにより、子育て環境の更なる充実や保育サービス全体の向上に努めます。

3. 第 1 次実施計画における民営化の検証

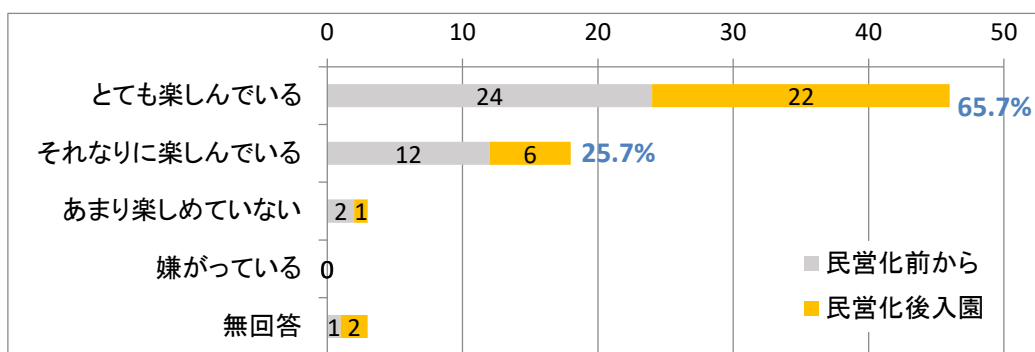
（1）わかくさ中央保育園 民営化後の利用者満足度調査

民営化した保育園について、在園児の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。なお、アンケートの集計結果は資料 1 として巻末に付記してあります。

・実施期間	平成 26 年 12 月 5 日～12 月 10 日
・対象者	わかくさ中央保育園に在籍する園児の保護者全員
・回答数	70 件（回収率 80.5%）

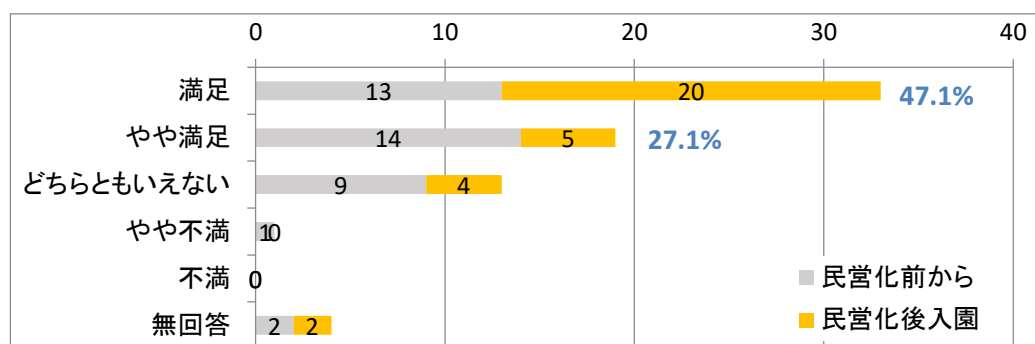
【お子さんの現在の様子はいかがですか】

「とても楽しんでいる」が 65.7%、「それなりに楽しんでいる」が 25.7%となり、あわせて 91.4%の子どもが保育園生活を楽しんでいる。



【利用者満足度について】

「満足」が 47.1%、「やや満足」が 27.1%となり、あわせて 74.2%の保護者が民営化後の保育園の利用に満足している。



(2) 保育園の入園児童数

民営化前の 4 月 1 日現在の 3 か年平均の児童数は 77.7 人ですが、民営化後は H26 年 81 人、H27 年 88 人と民営化される前の公立保育園を上回る児童が入園している。

	現在日	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
民営化前 (中央保育園)	H23.4.1	5	8	11	20	16	19	79
	H24.4.1	2	14	8	19	18	16	77
	H25.4.1	4	5	10	19	20	19	77
	3 か年平均	3.7	9.0	9.7	19.3	18.0	18.0	77.7
民営化後 (わかくさ中央 保育園)	H26.4.1	9	13	10	15	18	16	81
	H27.4.1	3	17	15	18	17	18	88
	うち新規	3	6	3	8	0	0	20

(3) 民営化に関する移管条件の遵守及び達成状況

移管条件の達成状況については、法人と市の間で締結された協定や運営法人募集時の要項等をもとに検証を行い、概ね達成されていることを確認した。

なお、移管条件の遵守及び達成状況は資料 2 として巻末に付記してあります。

(4) 保育園の運営費

平成 16 年に行われた三位一体改革等の影響により公立保育園の運営費や施設の整備に係る国の負担が廃止され、地方交付税等により手当てされることになりました。

これにより、公立保育園の運営や整備に対する市の一般財源からの支出は実質増額となっています。

平成 27 年度からスタートした子ども子育て支援新制度においても、私立保育園に対する施設型給付には国 1/2、県 1/4 の負担がありますが、公立保育園の運営費については、これまで同様、市の一般財源による負担となっています。

- ＜運営費＞
- ・公立保育園 地方自治体の一般財源による負担
 - ・私立保育園 施設型給付費負担金〔国 1/2、県 1/4、市町村 1/4〕

(5) 検証のまとめ

民営化後に実施した保護者アンケートの結果、保護者の満足度が高いこと。移管先法人が民営化に関する移管条件を達成し保育サービスの充実等に努力したことにより入園児童数が増えていることなどから、第 1 次の民営化は概ね妥当であったと考えられ、引き続き民営化に取り組むこととします。

4. 見附市の保育の現状

(1) 就学前児童数

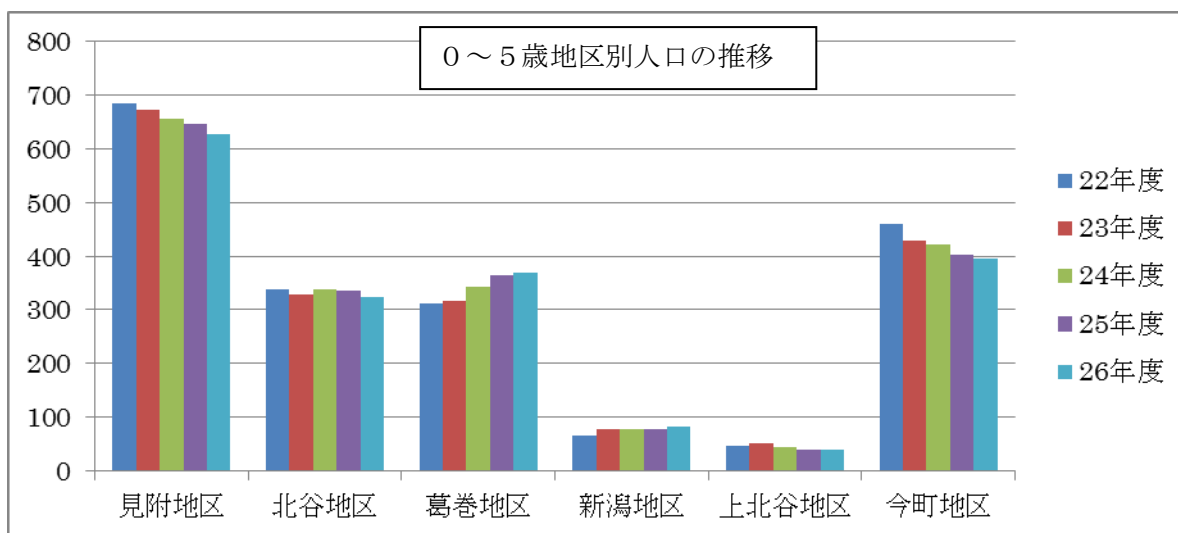
① 0～5 歳地区別人口の推移（実績）

H22 年度～H26 年度の推移をみると、葛巻地区だけは、住宅開発等の影響もあり、増加しているが、市全体では緩やかに減少している。

0～5 歳地区別人口の推移

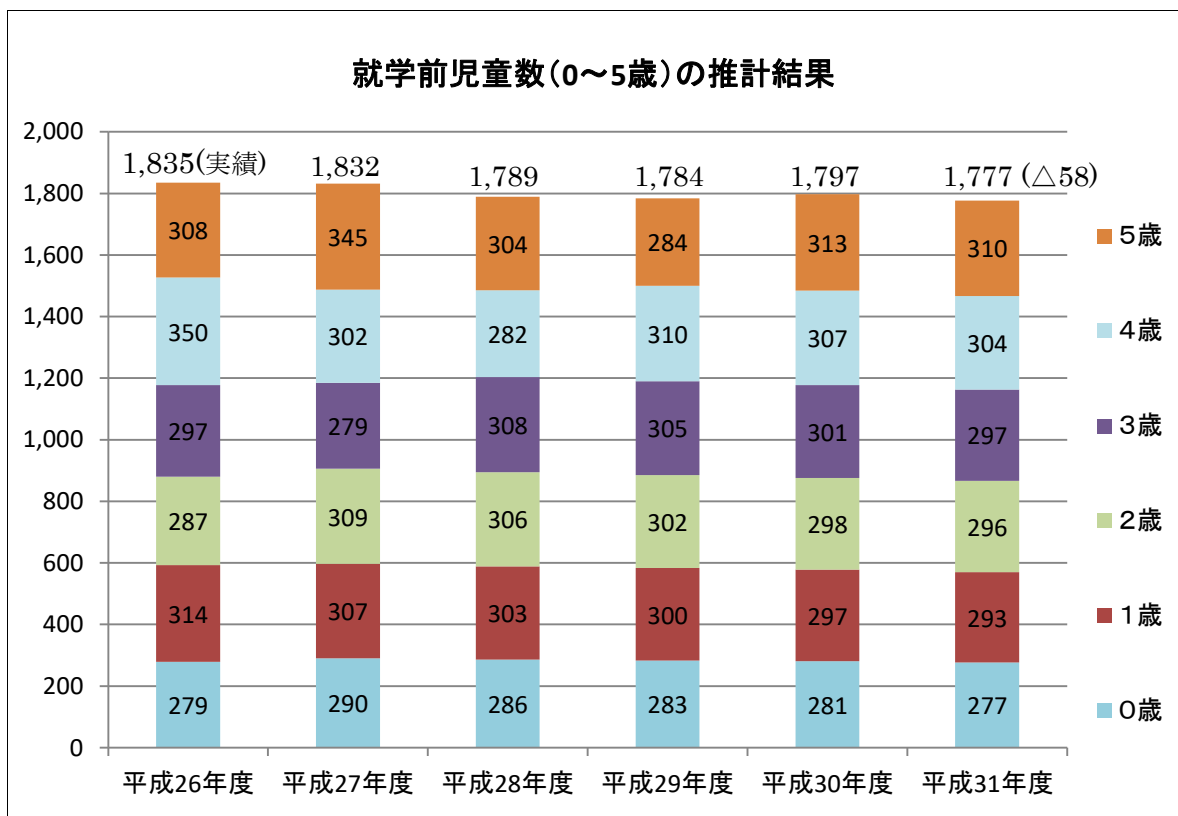
	見附地区	北谷地区	葛巻地区	新潟地区	上北谷地区	今町地区	市総計	前年度比
22 年度	686	339	312	66	47	461	1,911	
23 年度	674	329	316	78	51	429	1,877	△ 34
24 年度	656	337	342	78	44	423	1,880	3
25 年度	646	336	364	78	40	402	1,866	△ 14
26 年度	628	324	369	81	38	395	1,835	△ 31

(各年度 4 月 1 日現在：市民生活課資料)



② 0～5歳児童数の将来推計

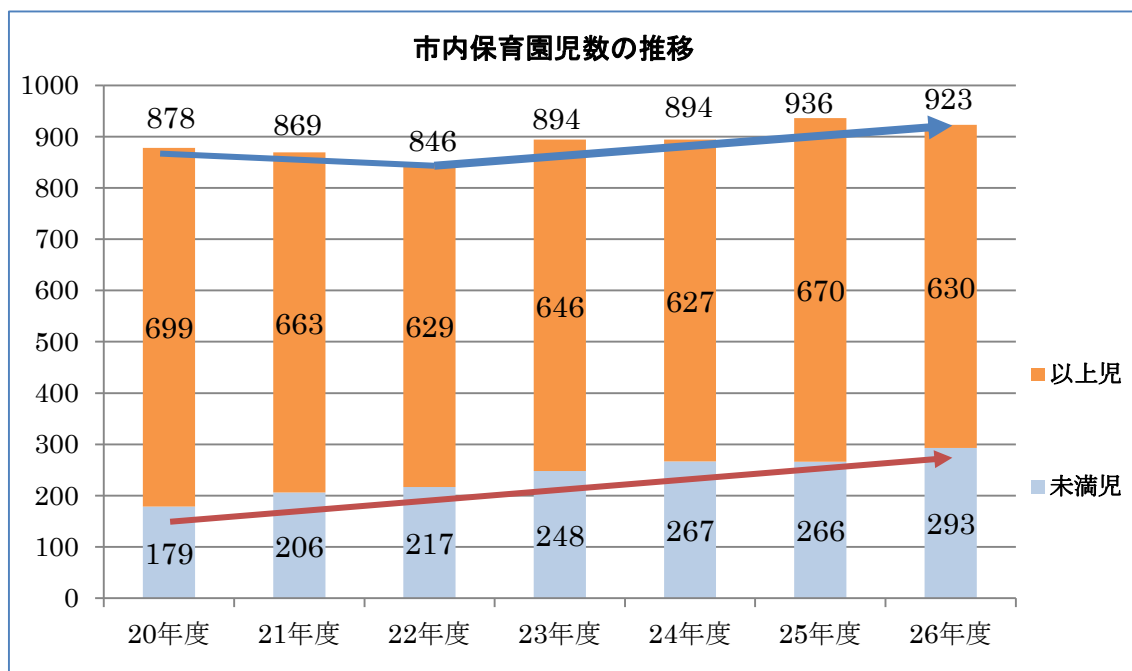
H27年度～H31年度の将来推計においても就学前児童は減少しますが、その減少数は緩やかであり、H26年度実績とH31年度推計を比較した減少数は58人と推計される。



※推計児童数の算出方法は、平成21年～25年の住民基本台帳による実績人口データ（各年4月1日）に基づき、コーホート変化率を用いて算出した。

(2) 保育園の入園児童数

保育園の入園児童数は、H22年度までは減少傾向にありましたが、H23年度以降は緩やかではありますが増加傾向にあり、特に3歳未満児の入園希望者数が増加している。



(3) 特別保育の実施状況

区分	施設数	乳児保育	未満児保育	障害児保育	延長保育(11時間)	一時保育
公立	5	4	5	5	5	2
私立	5	5	5	3	5	3

H26年4月1日現在

＜公立保育園の状況＞

・乳児保育

公立保育園5園のうち、名木野保育園を除く4園で4か月児から受入れています。

・早朝延長保育（基本保育時間は8:30～16:30）

平日：本所保育園は7:00～20:00、他4園は7:30～19:00

土曜日：名木野保育園・わかば保育園は午前保育、他3園は1日保育

・一時保育

H25年度にいったん減少しましたが、H26年度には大幅に利用者数が増えました。

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
利用人数	233	744	828	740	611	772	476	995

※H24年度まで庄川保育園、H25年度から本所保育園と名木野保育園の2園で実施。

(4) 障害児保育

障害児等配慮が必要な児童については、増加傾向にあるとともに、公立・私立における障害児等の入園数は、公立保育園のほうが多い状況です。

	施設数	障害児等 入園数	担当職員	
			正規	臨時等
公立	5	46	2	20
私立	5	7	2	1
合計	10	53	4	21

※H26年4月1日現在（県報告数値）

5. 公立保育園の役割

公立保育園は、「公立」である特徴を活かし、私立保育園では対応が難しい保育ニーズについての役割を担います。

幼稚園、認定こども園、学校、行政機関との連携をとりながら、乳児保育・早朝延長保育・障害児保育・一時保育・休日保育等の特別保育の充実や保育の質の向上及び多様な保育ニーズに応えた保育・子育て支援サービスの向上や、保護者が安心して預けられる場所の提供に努めます。

また、配慮を必要とする児童への対応、保護者の育児不安の解消等、公立保育園の機能を活用した育児相談機能の充実を図り、地域の子育ての拠点としての役割を担っていきます。

公立保育園の持つべき機能、役割として、次の2点を積極的に進めます。

① 個別の支援を必要とする児童への対応

公立保育園は、すべての子どもたちを支援する拠点の一つとして位置づけ、早い段階で支援の必要な子どもの発見や養育に関する相談対応等を行い、障害児等配慮が必要な子ども達の受入れや支援に努めます。

② 関係機関との連携や機能充実

公立保育園は、行政機関としての機能を認識し、保育需要の実情や課題などの的確な把握に努め、ニーズに即した子育て支援施策を展開する実施施設としての役割を果たすとともに、学校、保健所、病院、その他の福祉施設などと連携することで、より充実した保育や地域の子育て支援施策の推進に努めます。

また、公立保育園には、経験豊かな保育士が多く、そのような人的資源を効果的に活用し、地域の子育てを支え、気軽に利用できる社会資源として、地域社会に寄与していきます。

6. 公立保育園の今後の方針

施設名	定員	児童数 H27.4.1	所在地	構造	面積 m ²	建築年月日
見附保育園	100	92	学校町 2-5-1	鉄筋 2 階	786.56	S60.2.1
本所保育園	125	107	本所 1-3-5	鉄筋 2 階 一部木造	840.72	S51.1.12
名木野保育園	55	52	名木野町 3154	鉄筋 2 階	273.88	S57.12.17
わかば保育園	60	54	学校町 1-3-70	鉄筋合築	407.87	H10.3.27
桜保育園	140	124	今町 1-11-7	鉄筋 2 階 一部木造	924.43	S56.2.9
計		429				

(1) 公立保育園の現状

見附市の就学前年齢児童の人口が減少傾向にある一方で、保育園入園希望者はゆるやかではあるが増加傾向にあり、特に 3 歳未満児の入園希望者数が増加しています。

同時に、一時保育をはじめとした特別保育の利用者も逡増傾向にあります。

第 1 次計画で公立保育園が積極的に担うべき機能として挙げている障害児保育については、年々ニーズが強まり、支援が必要な子どもの公立保育園での受入数は明らかに増加しています。

(2) 公立保育園の位置付

こうした状況で安心して子育てできる環境を整えるための、公立保育園の役割と現在の保育ニーズに鑑み、市内の児童が保育園に通える環境を確保するためには、今町地区、見附地区それぞれに拠点となる公立保育園が必要と考えます。

(3) 公立保育園民営化の考え方

将来的には拠点となる公立保育園を確保するとともに、第 1 次民営化の検証結果が妥当と判断されたことから、人口動態等の状況を見ながら、可能なものから民営化実施の検討を行うものとします。

第 2 次計画の対象期間（平成 27～29 年度）においては、公立保育園のうち 1 園を民営化することとします。

7. 地域保育園の今後の方針

施設名	定員	児童数 H27.4.1	所在地	施設構造	面積 ㎡	建築年月日
和楽保育園	50	14	田井町 1714 番地	鉄骨 1 階	295.58	H13.10.5
漆山保育園	50	48	漆山町 936 番地	木造 1 階	337.11	H15.11.1
坂井保育園	40	23	坂井町 2342 番地	木造 1 階	207.02	H3.9.18
反田保育園	60	25	反田町 85 番地	木造 1 階	232.14	S50.12.25
計		110				

(1) 地域保育園の現状と課題

地域保育園は、地域の任意団体に運営を委託している認可外保育所です。また、その事務の一部（保育士の採用や人事給与事務など）は、市がサポートしながら運営を行っています。

現状および課題としては、以下の点が挙げられます。

- ・地域保育園（法律上は「へき地保育所」）は公設民営（一部委託）の認可外保育所
- ・地域保育園の園児数は横ばいで推移しており、特に市内の 3 歳未満児の受入人数を確保するには、地域保育園が現状では必要。
- ・認可保育園に移行するには給食設備の整備が必要。
- ・運営経費は市からの委託料（人件費＋保育料分）のみ
- ・社会福祉法人でないため、社会福祉施設等退職手当共済制度に加入できない。
（任意団体である地域保育園連絡協議会は加入できない。）
- ・反田保育園は昭和 50 年建築（築 39 年）で施設が老朽化。

(2) 国のへき地保育所に対する考え方

- ① へき地保育所は新制度の認可施設（小規模保育等）に移行させる。
- ② 認可施設に移行するまでの間は、特例地域型保育給付の対象とし、現在のへき地保育所の運営が継続できるよう配慮する。
- ③ 上記を踏まえ、平成 26 年度で国のへき地保育所事業は廃止する。

(3) 地域保育園に関する今後の考え方

- ① 将来的には給食施設を整備し、認可施設へ移行する（市の財政負担が少ない）。
- ② 認可に必要な給食施設を整備するまでは特例地域型保育給付の対象とするが、早急に運営体制等を強化するため、指定管理者制度を導入する。
- ③ 老朽化している反田保育園については、他の保育園との統合を検討する。

8. 民営化等実施計画

民営化の基本的な考え方については、「6. 公立保育園の今後の方針」と「7. 地域保育園の今後の方針」で述べたとおり、公で担う役割を精査しながら、見附市の公立保育園及び地域保育園の民営化等を進めていくものです。

見附市において、限られた財源の中で保育の質の向上及び多様な保育ニーズに応えていくため、今後の出生状況等を勘案しながら将来的には、拠点となる公立保育園を見附地区と今町地区に確保しながら可能なものから民営化したいと考えます。

そこで、次のとおり、公立保育園及び地域保育園の民営化等に取り組むこととします。

(1) 第2次計画期間

本計画の期間は、平成27年度から29年度まで（3年間）とする。

次の計画については、今後の出生数や保育園への入園状況を勘案しながら、平成30年度以降に検討します。

(2) 民営化等の実施対象園と年次

年 度	施設名	内 容
平成27年度	地域保育園4園	H28.4.1 指定管理者に社会福祉法人を指定
平成29年度	見附保育園	H30.4.1 民営化

※見附保育園の移管先法人の選定は平成28年度に行う。

地域保育園に指定管理者制度を導入する理由

地域保育園については将来的には認可施設とする方針であるが、給食設備の整備を行うなど認可基準を満たすまである程度の期間を必要とします。

しかし、現状では一部の事務を市が行うなど、その運営体制は不十分と言わざるをえず、認可に移行する前であっても、より運営体制を強化するため、早急にすべての管理業務を任せる指定管理者制度を導入することとしました。

見附保育園を民営化する理由

公立保育園の地域的なバランスを考慮し、見附地区にある公立保育園の中から民営化する保育園を選定することとしました。

そこで、市の中心部に位置する立地の良さと園児数が90人程度と安定して推移しており、移管後も継続的・安定的な運営が可能であると見込まれる見附保育園を選定しました。

なお、選定にあたり本所保育園と名木野保育園は一時保育を実施していること、わかば保育園は建物がふぁみりあと合築であることなども考慮しました。

9. 民営化等の移行手続等について

(1) 地域保育園の指定管理者の指定

地域保育園の指定管理者の指定については、「見附市公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例（平成 17 年見附市条例第 4 号）」の規定に基づき行うこととし、その公募手続きにおいては、次の基本的な条件を付することとします。

- ① 原則として地域保育園 4 園をまとめて申請すること。
- ② 入園している児童への影響を最小限にし、保育の継続性を確保するため、現在勤務している職員を指定管理者となる社会福祉法人で雇用すること。
- ③ 職員の給与及び勤務条件は現状を下回ることがないようにすること。

(2) 公立保育園の民営化

公立保育園の民営化にあたっては、園児が引き続き楽しく保育園生活が送れるよう、以下のように対応しスムーズな移行を目指すこととします。

① 説明会の実施

順次、段階的に地域住民や保護者に説明会を実施し、十分な情報提供に努めます。

保護者の意見や要望が反映できるよう、移管準備の進行にあわせ、適宜情報提供を行います。

また、移管先決定後は、移管先を含め、説明会を開催し、保護者の不安解消に努め、保護者との信頼関係を図ります。

② 民営化する際の条件

(運営全般)

- ・移管先自ら保育園を運営すること。
- ・移管を受けた土地、建物及び備品等は、当該保育園における保育以外の目的に使用しないこと。
- ・移管決定後は、保護者及び地域関係者との話し合いに応じ、地域と一体となった運営に努めること。
- ・民営化した保育園の運営は、これまで市が行ってきた通常保育・特別保育を維持しながら、民間保育園の持つ柔軟性や効率性を活かした運営を進めること。

(施設・備品)

- ・土地は、無償貸与する。
- ・建物は、無償譲渡する。
- ・保育用備品等は、無償譲渡する。
- ・建物の修繕等が必要な場合は、必要に応じて移管先と協議する。

(職員配置)

- ・保育にあたる職員は、保育士資格を有する者であること。
- ・民営化された保育園の園長及び主任保育士は、幹部職員としての能力及び経験を有する者であるとともに、当該保育園の専任職員とすること。
- ・当該保育園に勤務する保育士は、保育園等勤務経験が4年以上の者が全体の3分の1以上含まれていること。
- ・引継ぎ保育については、市と保護者との協議を踏まえ、適切な期間を定め実施する。

(保 育)

- ・市が要請する特別保育事業（乳児保育・延長保育等）に積極的に取り組み、保育内容の向上に努めること。
- ・市の子育て支援施策を理解し、積極的に協力すること。
- ・市が推進している幼保小連携・一貫教育の方針のもと、研修の機会を設け積極的にその役割を果たすこと。

③ 移管先の選定

移管先の基本的な考え方は、保育園運営の性格上、保護者の信頼の下で安定的・長期的に運営され保育サービスの維持向上と市の子育て支援施策との連携を目指さなければならないことから、移管先は法人が望ましいと考え、移管先の募集方法については、公募を基本とします。

また、学識経験者や保育関係者等で構成する選定委員会を設置し、移管先を審査決定します。今後、具体的な応募条件・選定基準を設け、選定していきます。

④ 引継ぎ保育の実施

移管の際には、保育士等の職員が入替わること等による保育環境の変化が子どもに及ぼす影響を最小限にする必要があります。そのために、子どもたちが新しい保育士に早く慣れるとともに、移管先の保育士も子どもたちに慣れるよう、移管のための準備期間中に市職員と移管先職員が合同で保育にあたる期間を設け、個々の子どもの様子などの把握に努め、きめ細かく対応しながら引継ぎ保育を実施します。

⑤ 移管後の市の役割・責任

保護者・移管先職員・市の信頼関係が大切なことから、民間移管後の一定期間、保護者・移管先・市の三者による話合いの場を設け、情報を共有し、より良い保育環境を確保します。

10. 今後の民営化等のスケジュール

	第2次計画	公立保育園	地域保育園
平成27年 2月	第1回検討委員会開催 (民営化検証)		
3月	第2回検討委員会開催 (公立保育園及び地域保育園 のあり方検討)		
4月	・第3回検討委員会開催 (計画案検討) ・議員協議会説明 ・第2次民営化計画に関する パブリックコメント実施		・地域保育園職員説明
5月	・民営化実施計画決定		・へき地保育所設置条 例改正起案 ・議員協議会説明
6月			・6月議会条例改正案 提出
7月			・指定管理者公募
10月			・指定管理者選定
11月		新年度入園申込受付	
12月			12月議会 指定管理者指定議決
平成28年 4月			・指定管理移管
平成28年度		・公立保育園民営化選定 委員会設置 ・移管先公募、選定	
平成29年度		・該当園の地域住民及び 保護者説明 ・市と移管先合同保護者 説明会随時実施 ・移管先と引継	
平成30年 4月		公立保育園 1園民営化	